

## 【7】交通マナーの指導について

交通事故件数は年々増加し、高校生に關係する痛ましい単車事故も多発しており、府立高校生だけでも多数の死傷者が出ています。中には、生命は取りとめたものの、通学等に支障を來した者、加害者として多額の治療費や慰謝料等の支払いといった經濟的負担で、学校生活を続けることが困難になった者もあります。この状況をふまえ、本校では、生命を守り、他人に迷惑をかけない観点から、学校とPTAが協力して、次の様な指導を推し進めて参ります。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、下記項目をご理解の上ご協力を賜り、ご家庭でのご指導をよろしくお願ひ申し上げます。

### 記

#### 1. 交通ルールの遵守

ながら運転や車道での右側通行の禁止やヘルメットの着用や雨天時のカッパの着用の推奨など

#### 2. 自動車・自動二輪・原付自転車・フル電動自転車・電動キックボード等の特定小型原動機付自転車での通学や制服着用時の運転・同乗の禁止

以上

## 【8】アルバイト

アルバイトは原則として認めない。ただし、家庭の事情等でやむを得ず行う場合は、事前に保護者、学級担任および生徒指導部で十分に相談の上許可するものとし、許可された場合は所定の「アルバイト届」を学級担任に提出すること。

## 【9】保健・衛生

- (1) 規則正しい生活で、常に健全なる身体を保持するよう心がける。
- (2) 身体、衣服は清潔にすること。
- (3) 本人または本人の身邊に感染症や食中毒が発生した場合は、すみやかに届け出ること。
- (4) 校内で身体に異常が生じた場合は、すみやかに申し出、休養・手当等の処置を受けること。